

平成31年4月11日
都 市 局
公園緑地・景観課

「ガーデンツーリズム」登録制度を創設

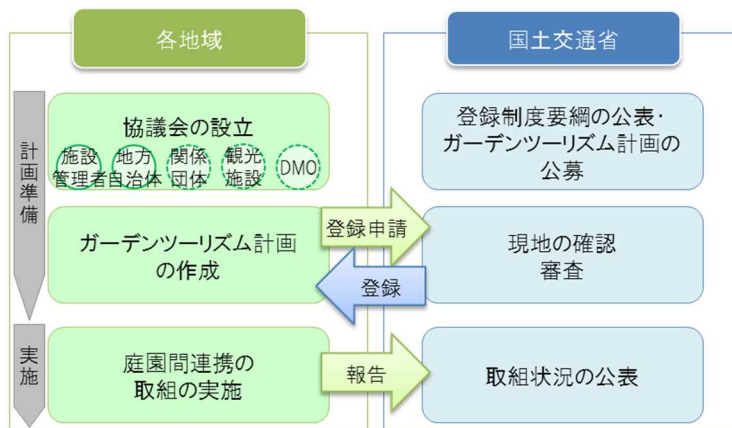
～魅力のある庭園や公園をつなぎ、地域の活性化を図ります～

国土交通省は、各地の庭園間の連携や、多様な庭園の魅力の再発見を促すため、本年度よりガーデンツーリズム登録制度を創設し、登録された各地のガーデンツーリズムの取組を国内外へPRしていきます。本日より各地の計画を募集し、5月に第1回の登録を公表します。

- 日本には、日本庭園や花の公園など、地域ならではの特色を持つ多様な庭園が存在し、観光客に人気を博していますが、その魅力を十分に伝え切れていない「隠れた庭園・花の名園」も数多くあります。
- 国土交通省は、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組をガーデンツーリズムとして、その計画を登録し、支援する制度を創設します。
- 本日より各地のガーデンツーリズム計画の募集を開始します。第1回の登録は、有識者による審査を経て、本年5月に公表します(別紙1)。



北海道の十勝・上川地域の8庭園が連携し、観光ブランド化に成功した事例



【ガーデンツーリズム登録制度の流れ】

<問い合わせ先>

都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 脇坂、和田、藤井

TEL : 03-5253-8111[32912、32989、32963] 03-5253-8420(直通) FAX : 03-5253-1593